

岩手県犯罪被害者等支援計画（素案）

令和7年 月

岩手県

目次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	基本的な考え方	3
4	計画の期間	3
5	意見の反映	3
6	進行管理	3
第2章	犯罪被害者等の現状	
1	県内における犯罪等の状況	4
2	犯罪被害等に関する相談の状況	7
3	犯罪被害者等が抱える問題	10
4	支援の必要性	10
第3章	施策推進の考え方	
1	施策体系	11
2	推進体制	12
第4章	具体的施策	
	○施策の柱Ⅰ 総合的支援体制の整備・充実	
1	総合的支援体制の強化	13
2	相談及び情報提供	15
3	市町村における支援体制の充実	19
4	民間支援団体の活動支援	21
5	人材の育成	23
6	支援従事者の二次受傷防止	27
7	個人情報管理の徹底に向けた取組	28
	○施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止	
1	心身に受けた影響からの回復	30
2	安全の確保	34
3	保護・捜査過程における配慮等	37
4	二次被害を受けた方への支援	39
	○施策の柱Ⅲ 損害回復・経済的支援等	
1	損害賠償の請求等に関する周知	41
2	経済的負担の軽減	42
3	居住の安定	45
4	雇用の安定	46
	○施策の柱Ⅳ 県民の理解の増進と配慮	
1	犯罪被害者等支援に関する広報・啓発	48
2	二次被害の防止に関する広報・啓発	52
	参考資料	
1	犯罪被害者等基本法	56
2	犯罪被害者等支援条例	61
3	相談窓口・関係機関等一覧	64
4	各市町村の総合的対応窓口一覧	65

第1章 計画の基本的事項

➤ 1 計画策定の趣旨

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民全ての願いであり、「いわて県民計画（2019～2028）」においても、事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを掲げ、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動を展開するなど、安全で安心な岩手の実現に向けた取組を行っています。

しかし、依然として様々な犯罪等¹が後を絶たず、県民の誰もが巻き込まれる可能性があります。

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調等の精神的・身体的な問題、経済的な問題、さらには、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害にも苦しめられることがあります。

犯罪被害者等の支援について、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）と、これに基づき、翌年に国が策定した「犯罪被害者等基本計画」（以下「基本計画」という。）を受け、本県では、平成19年に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行し、平成20年に「岩手県犯罪被害者等支援指針」（以下「指針」という。）を策定しました。以降、国の基本計画の内容を踏まえて指針の改定を行っており、総合的対応窓口の設置や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業の充実をはじめとした、犯罪被害者等の方々に寄り添った支援に取り組んできたところです。

更に、犯罪被害者等支援に関する施策を県の重要な施策として計画的・継続的に推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、令和6年3月に犯罪被害者等支援条例（令和6年岩手県条例第12号、以下「条例」という。）を制定し、4月に施行しました。

今後は、条例の基本理念に基づく支援施策を具体化し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を行うとともに、社会全体で犯罪被害者等を支えていく体制が必要であることから、支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「岩手県犯罪被害者等支援計画」を策定するものです。

¹ 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう（基本法第2条第1項）。「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により刑罰を科される行為をいう。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、これに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいう。

➤ 2 計画の位置付け

この計画は、基本法第5条を踏まえた条例第6条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県における犯罪被害者等支援の基本的な考え方、施策の柱や取り組む具体的な支援施策等を示すものです。

また、基本計画を踏まえるとともに、SDGsの理念「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を共有し、17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」を見据えたものとします。

犯罪被害者等基本法（抜粋）

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

犯罪被害者等支援条例（抜粋）

第6条（犯罪被害者等支援に関する計画）

知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2～5 略



➤ 3 基本的な考え方

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、条例第3条に定める次の4つの基本理念に基づき、支援を推進します。

① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われること。

② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援と二次被害への配慮

犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、置かれている状況その他の事情等に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮すること。

③ 途切れることのない必要な支援の提供

国、県、市町村が行う公助を基本とし、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。

④ 関係機関・団体の相互連携及び協力

県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携し、協力することにより行われること。

➤ 4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4か年とします。

ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや支援施策の進捗状況を踏まえて、必要な見直しを行うこととします。

➤ 5 意見の反映

計画の策定及び変更の際は、条例第6条第3項及び第5項の規定に基づき、県民の意見を反映させるためにパブリック・コメントを実施するほか、岩手県犯罪被害者等支援審議会の意見を聴き、策定及び変更を行うものとします。

➤ 6 進行管理

この計画に基づき実施した犯罪被害者等に関する支援施策の実施状況については、条例第9条の規定により、毎年度公表します。

また、岩手県犯罪被害者等支援審議会において進捗状況の点検、検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

第2章 犯罪被害者等の現状

➤ 1 県内における犯罪等の状況

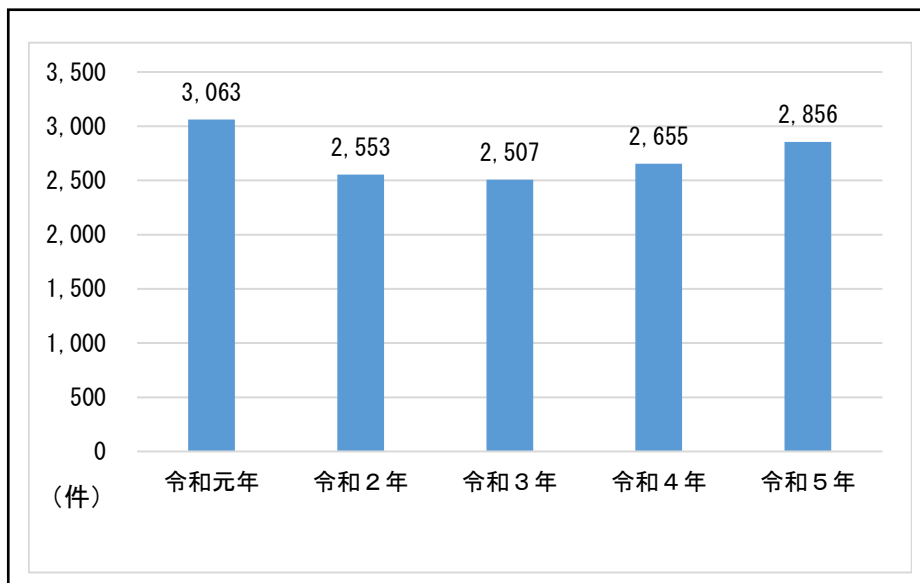
(1) 刑法犯認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年以降は減少傾向にありましたが、令和5年は70万3351件と、ここ2年増加に転じています。

岩手県の刑法犯認知件数は、平成13年の1万5125件をピークに減少傾向にあり、令和3年には2,507件とピーク時の約5分の1となりました。

しかし、令和5年は2,856件と2年連続で増加しています。

【県内における刑法犯認知件数】



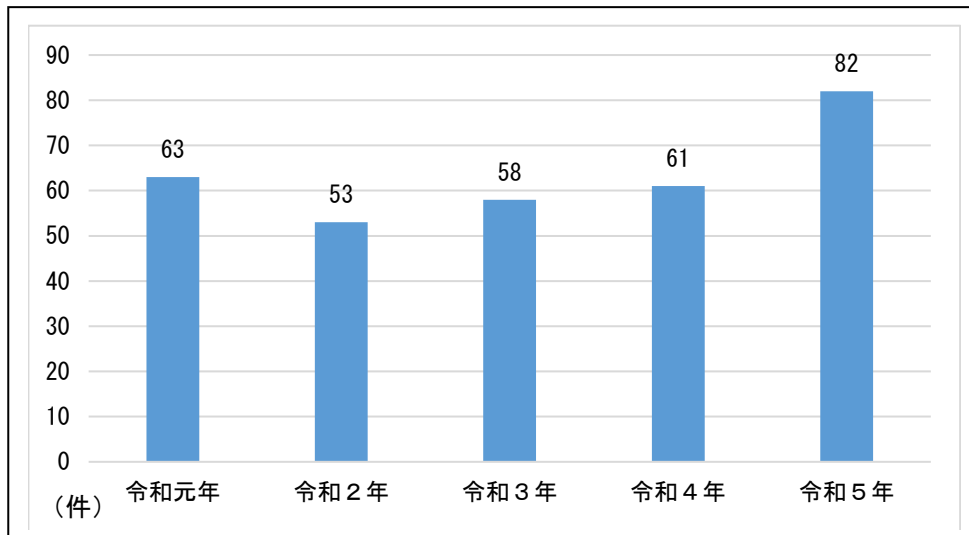
[警察庁「犯罪統計資料」及び岩手県警察本部調べ]

(2) 重要犯罪の認知件数

県内における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ）の認知件数は、概ね 60 件前後を推移していますが、令和 2 年以降は、年々増加傾向にあります。

また、罪種別の認知件数は次表のとおりとなっています。

【県内における重要犯罪認知件数】



[警察庁「犯罪統計資料」及び岩手県警察本部調べ]

【罪種別重要犯罪認知件数（単位：件）】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
殺人	10	5	6	5	9
強盗	5	4	6	2	8
放火	9	14	7	4	8
略取誘拐・ 人身売買	2	0	2	1	0
不同意性交等	6	12	10	8	23
不同意わいせつ	31	18	27	41	34
合計	63	53	58	61	82

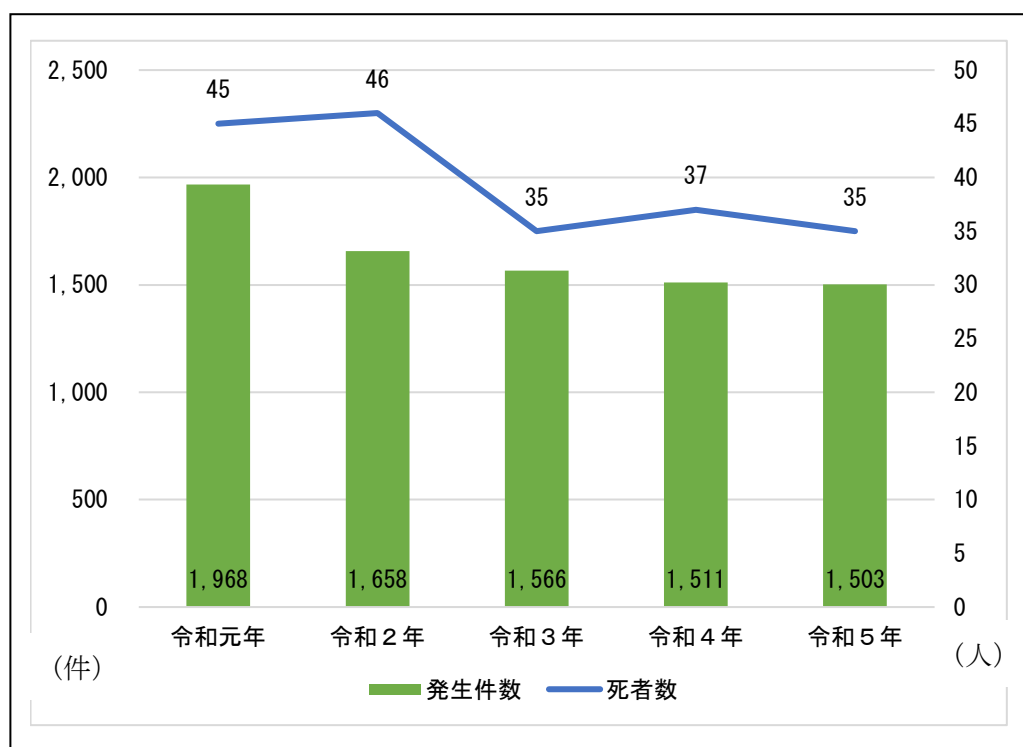
[警察庁「犯罪統計資料」及び岩手県警察本部調べ]

(3) 交通事故の発生状況

県内における交通事故（当事者が負傷した人身事故）の発生件数は、年々減少傾向にあり、令和5年は1,503件となっています。

交通事故による死者数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和5年中の死者数は35人で、統計がある昭和23年以降最も少なかった令和3年と並んで最少となりました。

【交通事故発生状況】



[岩手県警察本部調べ]

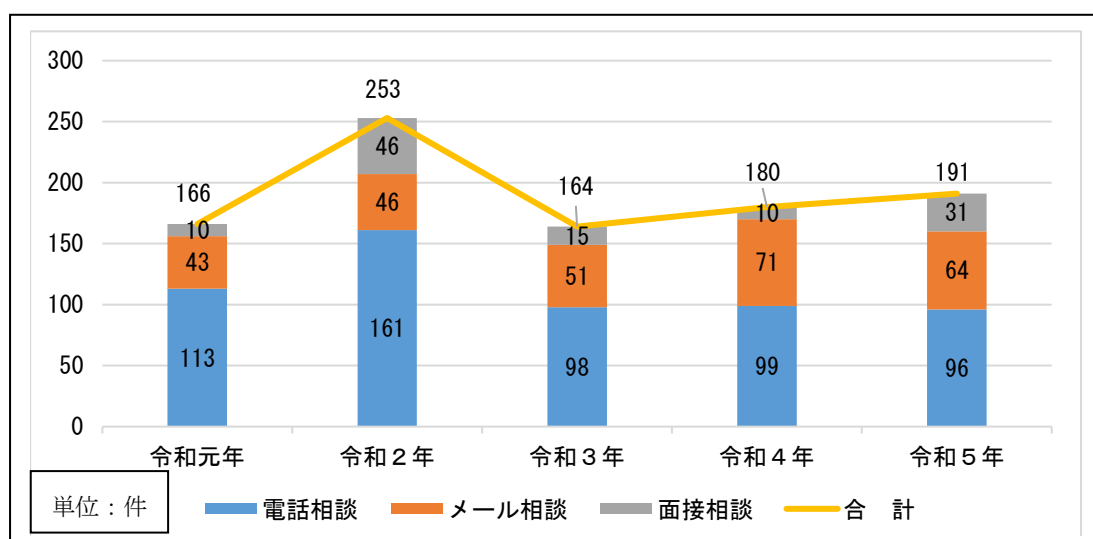
➤ 2 犯罪被害等に関する相談の状況

(1) 公益社団法人いわて被害者支援センターにおける相談件数及び直接支援件数

民間支援団体である公益社団法人いわて被害者支援センター（以下「いわて被害者支援センター」という。）における相談（電話相談、メール相談、面接相談）件数は、令和5年は191件となっており、令和3年以降増加傾向にあります。

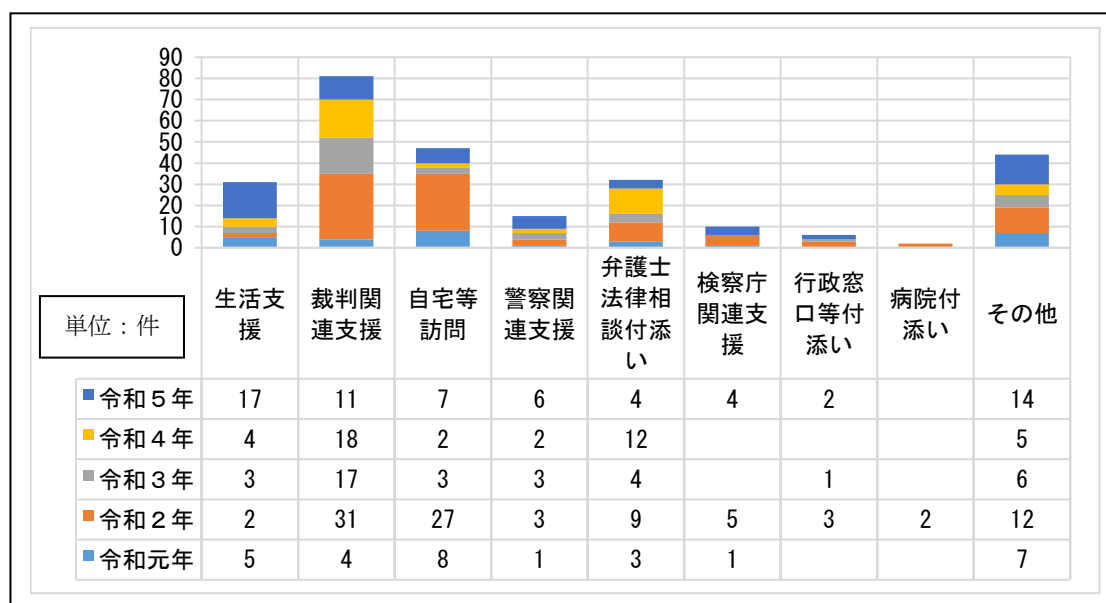
また、生活支援や付添いなどを行う直接支援の件数は、令和3年以降増加しています。

【いわて被害者支援センターでの相談件数】



[いわて被害者支援センターホームページの掲載資料を基に作成]

【いわて被害者支援センターでの直接支援件数】



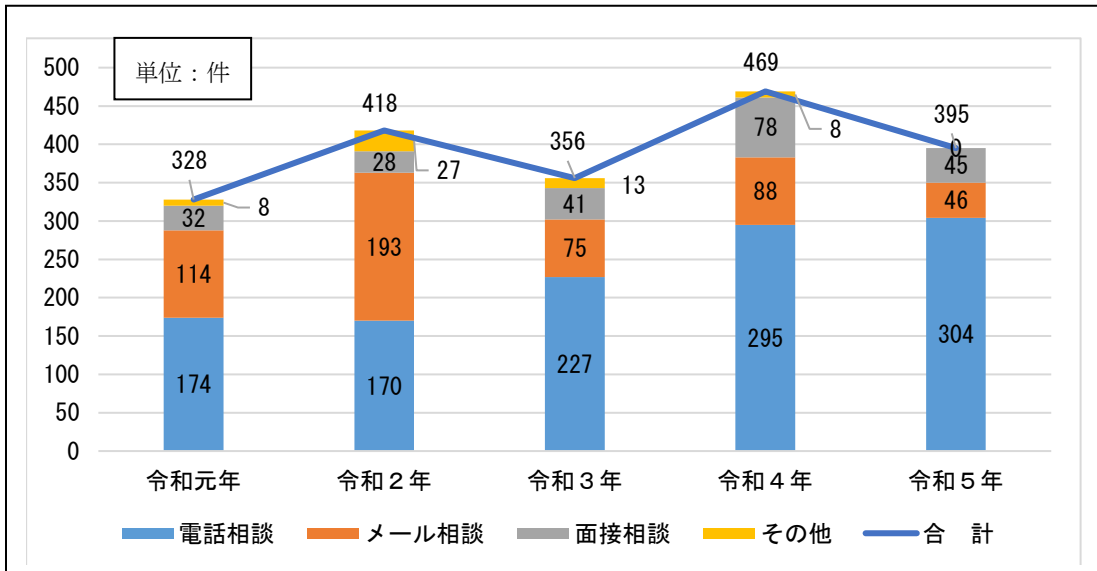
[いわて被害者支援センターホームページの掲載資料を基に作成]

(2) はまなすサポートセンターにおける相談件数及び直接支援件数

本県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「はまなすサポートセンター」で受理した相談（電話相談、メール相談、面接相談、その他）件数については、令和2年以降400件前後で推移しています。

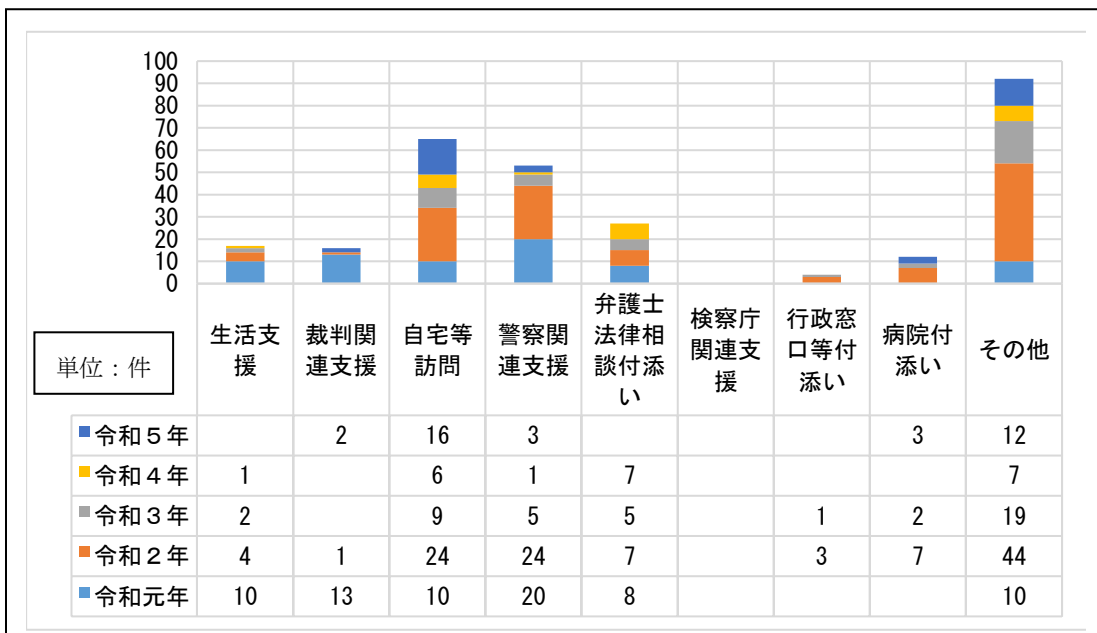
また、直接支援件数は、自宅等訪問、警察関連支援が多い状況です。

【はまなすサポートセンターにおける相談件数】



[いわて被害者支援センターホームページの掲載資料を基に作成]

【はまなすサポートセンターにおける直接支援件数】

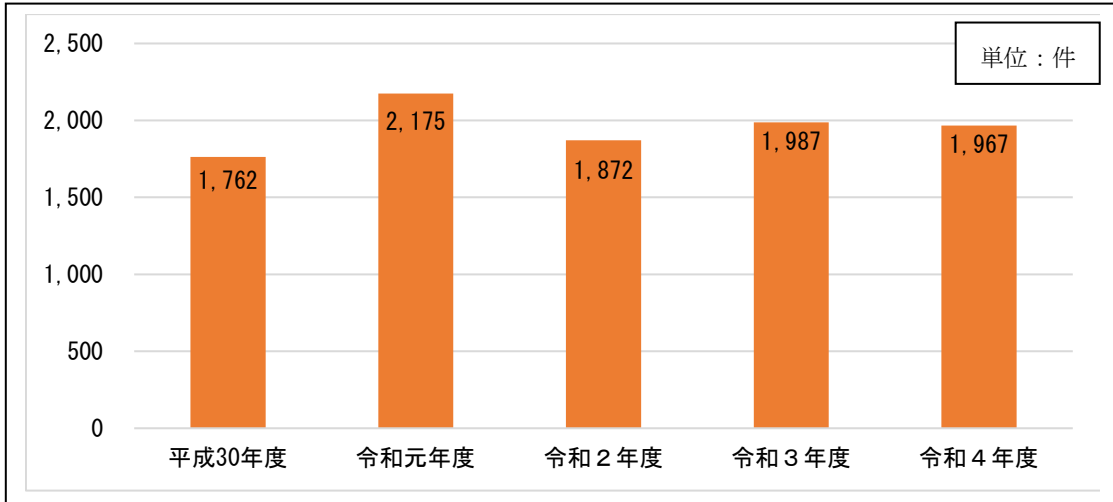


[いわて被害者支援センターホームページの掲載資料を基に作成]

(3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数は、令和4年度は、1,967件となっており、令和元年以降は、相談件数が約2,000件前後となっています。

【岩手県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数】

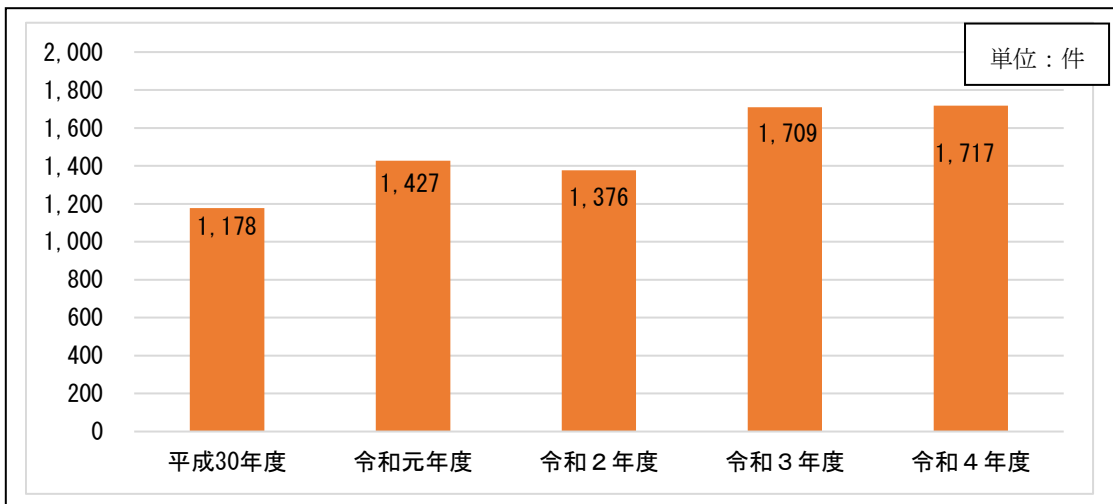


[内閣府男女共同参画局ホームページの掲載資料を基に作成]

(4) 児童虐待に関する相談対応件数

県内の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は増加傾向にあり、令和4年度は平成30年度の約1.5倍の1,717件となっています。

【県内の児童相談所における相談対応件数】



[内閣府男女共同参画局ホームページに掲載された資料を基に作成]

➤ 3 犯罪被害者等が抱える問題

犯罪被害者等は、かけがえのない生命を奪われる、家族を失う、心身へのダメージを負うといった被害に加え、精神的ショックによる身体の不調など、様々な問題に苦しめられることがあります。

また、犯罪被害により、家事や育児、介護等がこれまで通りに行えなくなり、日常生活が困難になることがあります。

さらに、自宅での犯罪被害や再被害のおそれがある場合には転居にかかる費用が生じるほか、欠勤や休職せざるを得なくなる場合の収入減等の問題を抱えることがあります。

このような精神的・身体的・経済的負担だけではなく、周囲の者による無理解な言動、インターネット上の誹謗中傷、過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、支援を行う各機関の担当者から配慮に欠けた言動を受けるなどの二次被害に苦しめられることもあります。

これらの問題により、周囲から距離を置かれたり、自ら距離を置くことにより必要な支援が受けられないというような状況に陥り、社会から孤立してしまうこともあります。

本県においても、報道機関による過剰な取材や職場における噂話等により二次被害を受けた犯罪被害者等がいるほか、羞恥心や自責の念から、警察への被害申告をためらうことで被害が潜在化することもあります。

➤ 4 支援の必要性

犯罪被害者等に対しては、受けた被害を被害と認識できない潜在的な被害者の掘り起こしも図りながら、犯罪・事件等の内容や被害者等の状況に応じ、司法、行政、医療、福祉、教育等関係する機関・団体等が連携して支援を行う必要があります。

これまで、県では、犯罪被害者等早期援助団体²に指定された「公益社団法人いわて被害者支援センター」³との連携強化を図りながら支援を行ってきました。

犯罪被害者等が抱える様々な問題について、どの部局・機関を起点としても必要な支援や情報提供を途切れることなく受けることができるよう、県全体としてきめ細かな支援に一層取り組むとともに、社会的関心が高まるよう、県民理解のための広報・啓発活動を更に充実させていかなければなりません。

² 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づき、犯罪被害者等に関する相談や広報・啓発活動等の事業を適正かつ確実に行うことができる非営利の法人で、都道府県公安委員会が指定した団体。警察署長等は、被害者等の同意を得て、被害者等の氏名や犯罪概要等に関する情報を指定団体に提供することができ、指定団体は、早い段階から被害者等に接し、回復に必要な支援を行うことができる。

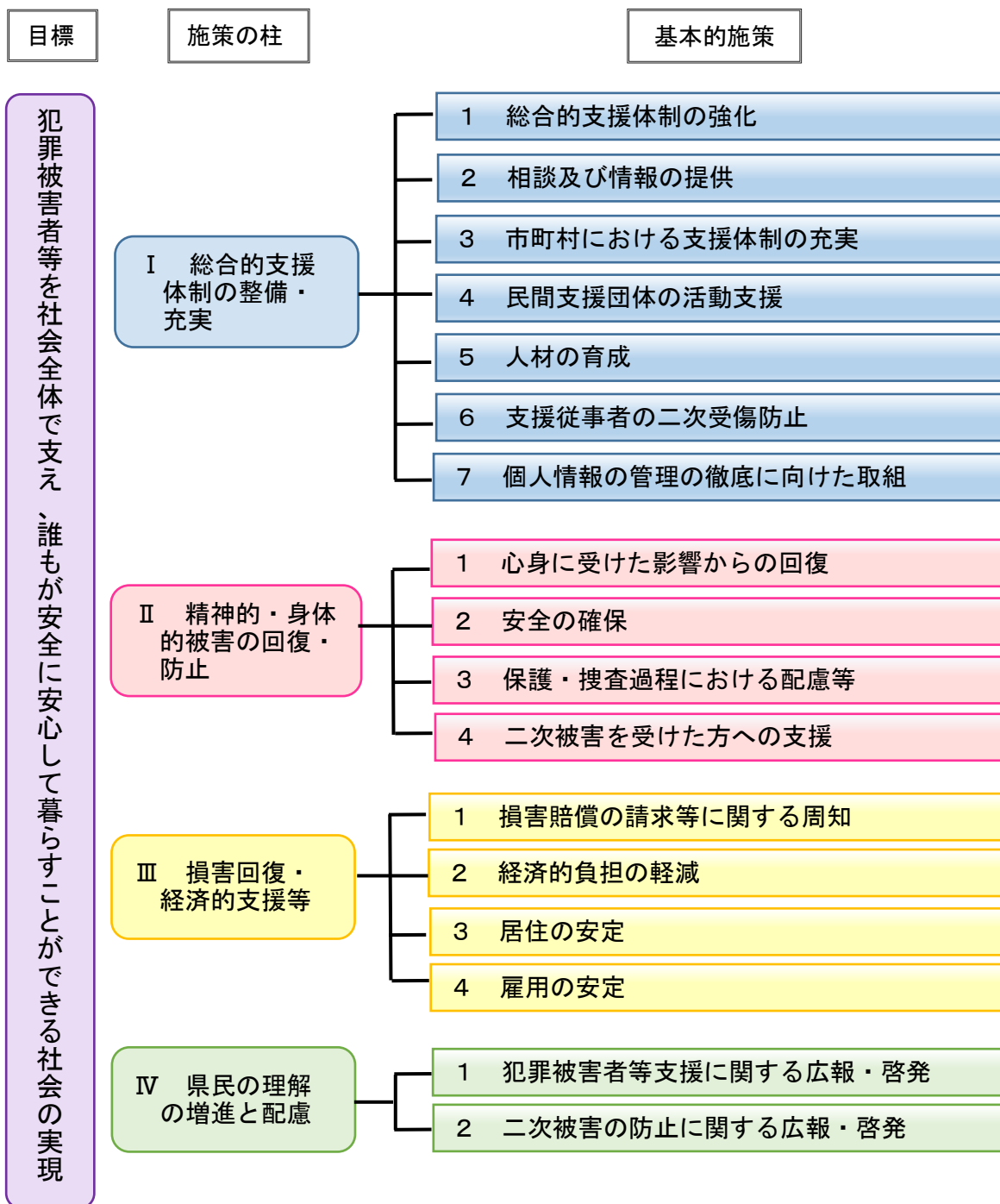
³ 公益社団法人いわて被害者支援センター

犯罪及び交通事故の被害者並びにその家族又は遺族の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって、被害者等が再び安全・安心して生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された公益法人。相談対応、直接的支援、支援員の養成、自助活動支援、広報・啓発活動等を事業としている。

第3章 施策推進の考え方

➤ 1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の4つの「施策の柱」により基本的施策を体系的に位置付けて推進します。



➤ 2 推進体制

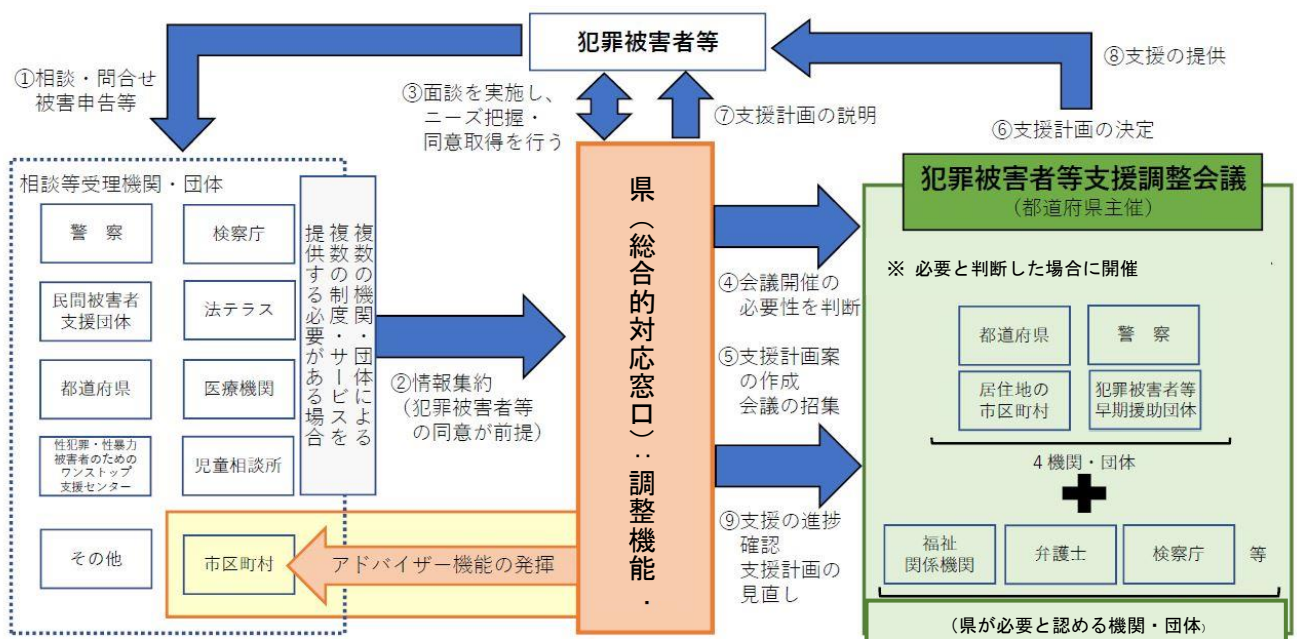
計画の推進に当たっては、庁内各部署、市町村、関係団体等が、目指すべき姿を共有し、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互の連携・協力を図りながら施策を推進し、各主体が実施する支援全体を調整する機能の構築を進めていきます。

計画の進捗管理に当たっては、学識経験者や犯罪被害者等で構成する「岩手県犯罪被害者等支援審議会」において、専門的な見地からの意見を聴取するとともに、毎年度、進捗状況を取りまとめ公表します。

【犯罪被害者等を支える連携体制】



【多機関ワンストップ体制の整備】



第4章 具体的施策

施策の柱Ⅰ 総合的支援体制の整備・充実

1 総合的支援体制の強化

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、被害直後から社会生活や経済面の困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応など、様々な問題や不安を抱えるほか、時間の経過や環境の変化等により、必要な支援にも変化が生じます。
- そのため、県、警察、市町村、民間支援団体など犯罪被害者等への支援を提供している多様な主体が連携し、個々の犯罪被害者等のニーズや実情に合わせ、多岐にわたる様々な支援を適切に途切れることなく提供していく必要があります。
- また、都道府県や市町村を跨ぐ支援ケースでは、関係機関との調整や広域的・専門的な対応が求められることから、犯罪被害者等が適切な支援が受けられるような体制を充実させる必要があります。

【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が、どの関係機関に相談しても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう、県が主体となって総合的な支援を提供できる体制を整備します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	多機関ワンストップ体制の整備	<p>県、警察、市町村、民間支援団体のほか、医療機関や保健福祉機関、弁護士等、犯罪被害者等支援に携わる全ての関係機関と連携したコーディネート機能の強化を図り、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制（※）の構築を推進します。</p> <p>※多機関ワンストップ体制 犯罪被害者等が、支援に携わる機関・団体のいずれかに相談や問合せを行えば、県が設置する対応窓口に情報が集約され、関係する機関・団体が一体となって必要な支援を積極的に提示・提供する体制をいう。</p>	復興防災部 警察本部

		また、県が中心となり、市町村を含めた関係機関で構成する「支援調整会議（仮称）」を設置し、個別の犯罪被害者等のニーズに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。	
2	市町村間や他都道府県との情報共有	都道府県や市町村を跨いだ支援が必要となる場合など、支援に関する相談対応、情報提供や助言を行うことができるよう、県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係都道府県と相互に連携・協力して支援を行うための情報共有を行います。	復興防災部
3	被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	県警察・警察署レベルで設置している県、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークについて、市町村の参加を促す等、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。	復興防災部 警察本部
4	教育委員会と関係機関・団体等の連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	学校、警察署、児童相談所等によるサポートチームを結成するなど、地域における支援システムづくりを促進します。また、学校警察連絡協議会により、学校と警察との連携を図るほか、市町村及び県立学校における生徒指導担当者会議での研究協議などを通じて、児童生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図ります。	保健福祉部 教育委員会 警察本部
5	民間支援団体等との連携・協力の強化	児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護について、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉総合相談センター、警察、民間支援団体等との一層の連携を図ります。	復興防災部 保健福祉部 教育委員会 警察本部
6	産婦人科医等との連携強化	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関との連携強化を図り、被害者が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進します。 また、精神科、泌尿器科や小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。	復興防災部 警察本部

【市町村に期待される取組】

- 庁内関係部署間の連携
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる庁内関係部署間の連携を強化し、総合的対応窓口において各種手続が可能な機関内ワンストップ体制（※）構築の取組

※機関内ワンストップ体制

犯罪被害者等支援に関連する庁内各部署における各種支援制度・メニューが情報共有され、その利用に係る手続等が、総合的対応窓口で一本化される体制をいう。

- 支援・情報共有体制の確立
 - ・ 支援調整会議（仮称）、被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークへの参加による支援・情報共有体制の確立

【民間支援団体に期待される取組】

- 犯罪被害者等のニーズの把握
 - ・ 犯罪被害者等からの相談や直接支援を通じたニーズの把握

2 相談及び情報の提供

【現状と課題】

- 犯罪被害者等が受ける被害は、身体的被害、精神的被害、財産的被害等、犯罪被害の内容や行為との関連性の強さのみならず、犯罪被害者等の年齢、性別、家庭の状況等、犯罪被害者等が置かれている状況によって差異があり、必要な支援も多岐にわたります。
しかし、被害直後の犯罪被害者等は、精神的な負担等により、何をしても良いのか分からなくなり、相談することも出来ず、必要な支援を受けられないという場合があります。
- 犯罪被害者等のニーズに沿った支援を推進するためには、誰もが相談しやすく、かつ、必要な時に必要な情報が受け取れる体制の整備が必要であるほか、個々の犯罪被害者がどのような支援を必要としているかを早期に把握することできるよう、職員等の資質の向上を含めた支援体制を整備する必要があります。
- また、相談窓口の認知度を向上させるため、効果的な広報活動を行い、各相談窓口について県民に広く周知する必要があります。

【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が相談しやすく適切な情報提供を受けられるような相談体制を整備し、必要な支援に繋がります。
- 各相談窓口を掲載したホームページやSNSについて、多くの方がアクセスしやすく、かつ、分かりやすい環境づくりに努めるとともに、効果的な広報手段を検討・活用し、関係機関と連携した広報活動により、各相談窓口等の認知度の向上に努めます。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
(総合的な相談対応・情報提供)			
1	総合的対応窓口の運用	総合的対応窓口において、犯罪被害者等からの相談等に 応じて、庁内担当部局や適切な専門機関等と連携して支援 するとともに、ホームページ等の広報媒体を活用し、犯罪 被害者等支援の情報提供を行うほか、関係機関・団体等と の連絡調整を行います。	復興防災部
2	県民に対する 効果的な広報・ 啓発活動の実 施	広報用ポスター、リーフレット等を配付し、相談窓口等 の情報提供に努めるほか、セミナー、フォーラム等の開催、 広報誌等を活用して情報提供を行います。	復興防災部 警察本部
3	いわて被害者 支援センター における相談・ 支援	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、相談員が 犯罪被害者のニーズに沿った電話、メール、面接による相 談対応、裁判関連や自宅等への訪問支援、弁護士法律相談 への付き添い支援等の直接支援を行います。	復興防災部 警察本部
4	医療機関と関 係機関・団体等 との連携・協力 の充実・強化及 び医療機関等 における情報 提供等の充実	医療機関等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等 との連携・協力を充実強化するとともに、医療機関におけ る犯罪被害者等の支援等に関する適切な情報提供を促進 します。	復興防災部
5	警察における 相談体制の充 実等	ア 警察安全相談専用電話「#9110番」や性犯罪被害相談 「#8103」等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等 の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に 応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、県又は 警察署の被害者支援連絡会等ネットワークに参画する 機関・団体等の情報提供等や他都道府県又は他警察署 のネットワークの活用にも配慮します。 イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の 職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対 応した上で後に担当者を引き継ぐなど、適切な運用を推 進します。	警察本部
6	「被害者の手 引」の内容の充 実	「被害者の手引」において、各種制度による保護・支援 や被害の回復についての情報を掲載するなど、内容の充実 を図り、犯罪被害者等だけでなく、犯罪被害者等支援のた めの制度の説明や関係機関との連携を推進する上で有効 に活用します。	警察本部
7	相談窓口紹介 サイトに関す る情報提供	自殺対策特設サイト「こころに寄り添いのちを守るい わて」において、心の悩み、健康・病気の悩み、犯罪・安 全の悩み等に係る電話相談、SNS相談の窓口に関する情 報提供を行います。	保健福祉部

8	保険診療の利用の周知	犯罪被害者が保険診療を求めた場合、保険給付を受けることが可能であることの周知を図ります。	保健福祉部 復興防災部
9	自助グループの紹介等	民間支援団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行います。	警察本部
(性犯罪・性暴力被害に関する支援に関するもの)			
10	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	復興防災部 保健福祉部 医療局 警察本部
11	性犯罪・性暴力被害者による情報入手の利便性の向上	性犯罪被害相談電話につながる全国共通電話番号「#8891 (はやくワンストップ)」に関する広報、性犯罪・性暴力被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるように努めます。 また、事件化を望まない性犯罪・性暴力被害者に対しても、当該被害者の同意を得た上で連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪・性暴力被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるように一層努めます。	復興防災部 警察本部
12	犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ホームページ等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなど、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努めます。	警察本部
(児童生徒が被害を受けた場合の支援に関するもの)			
13	学校内における連携及び相談体制の充実	ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。 また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した	教育委員会

		支援体制の充実を図ります。 イ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	
14	学校外の機関・団体との連携	児童生徒や保護者からの相談・支援に適切に対応することが出来るよう、学校と警察、市町村、民間支援団体等が連携して情報共有する体制の構築に努めます。	復興防災部 警察本部 教育委員会
15	犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実	スクールカウンセラー等配置事業などを通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒の悩みや不安を受け止めることにより、いじめや不登校の状況に応じたケア、必要に応じた速やかな学校、福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。 また、24時間子供SOSダイヤルやふれあい電話、はまなすサポートセンター等、学校以外の相談窓口について、市町村教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図ります。	教育委員会
16	犯罪被害者等支援機関の連携及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進	被害者の相談や保護に当たり、市町村、警察署、児童相談所、被害者支援センター等が連携・協力して対応するため、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。 また、児童生徒等からの相談に適切に対応できるよう、校内外における相談体制の充実にも努めるとともに、犯罪被害の防止と犯罪被害者が置かれている状況等の周知理解のため、学校保健・学校安全等の研修会を通して教職員の資質向上を図ります。	復興防災部 保健福祉部 教育委員会 警察本部
17	児童生徒が相談しやすい環境の整備	少年サポートセンターや各警察署の少年相談窓口等、児童生徒からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」の電話相談やメール相談等、相談窓口の設置等により、児童生徒が相談しやすい環境の整備を図ります。	警察本部
(交通事故に関するもの)			
18	保険金支払の適正化等の周知	ア 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。 また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。 イ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。	環境生活部

(犯罪被害者等の雇用・労働に関するもの)			
19	労働相談及び個別労働関係紛争に係るあつせん	犯罪被害者等が抱える労働問題について、広域振興局等において相談対応するとともに、当事者間の話し合いにより解決されない場合は、関係機関の個別労働関係紛争解決制度の紹介を行います。	商工労働観光部 県労働委員会

【市町村に期待される取組】

- 庁内関係部間の連携（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる庁内関係部署間の連携を強化し、総合的対応窓口において各種手続きが可能な機関内ワンストップ体制構築の取組
- 支援・情報共有体制の確立（再掲）
 - ・ 支援調整会議（仮称）、被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークへの参加による支援・情報共有体制の確立

【民間支援団体に期待される取組】

- 相談・直接支援の実施
 - ・ 電話やメールによる相談受付のほか、付き添い支援等の直接支援の実施、支援に関する情報提供
- 犯罪被害者等のニーズの把握（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等からの相談や直接支援を通じたニーズの把握

3 市町村における支援体制の充実

【現状と課題】

- 基礎自治体である市町村は、住民にとって最も身近であり、保健医療・福祉サービスの提供等、犯罪被害者等の中長期にわたる生活支援を担う中核となる行政機関です。
- 各市町村の総合的対応窓口において、犯罪被害者等の相談を円滑に受けられるよう、職員の研修等の充実を図る必要があります。

【取組の方向性】

市町村の窓口における対応能力の向上を図るための研修等を実施し、犯罪被害者等からの相談に適切に対応するための体制づくりを目指します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	関係機関・団体等との連携強化及び情報提供の充実	ア 犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等と連携強化を図るとともに、各行政機関、団体等が所掌し実施する施策について積極的な紹介、説明等を行い、情報提供の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】	復興防災部 警察本部

		<p>イ 市町村と県・関係団体等の連携を緊密にし、市町村等における条例制定や被害者支援策の具体化に向けた取組を支援し、実効的な被害者支援の実現に努めます。</p> <p>【復興防災部】</p>	
2	市町村窓口における対応の支援	<p>市町村の総合的対応窓口において、機関内ワンストップ体制が機能するよう、各市町村が実施する支援施策をまとめたメニューリストの作成を支援します。</p> <p>また、他自治体の犯罪被害者等支援に関する効果的な取組事例等の情報提供を行うとともに、犯罪被害者等のケースに応じた支援事例集を作成・配布するなど、市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行います。</p>	復興防災部
3	犯罪被害者等支援施策市町村担当者研修会の開催	<p>市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、担当者の資質向上を図ります。</p> <p>また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実に図ります。</p>	復興防災部 警察本部
4	子ども・若者育成支援についての計画に関する周知	<p>各市町村がこども施策に関する計画（こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく市町村子ども計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく市町村子ども・若者計画）を策定又は変更する場合には、犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応に関する取組も勘案するよう周知します。</p>	環境生活部 保健福祉部
5 再	多機関ワンストップ体制に向けた整備	<p>県、警察、市町村、民間支援団体のほか、医療機関や保健福祉機関、弁護士等、犯罪被害者等支援に携わる全ての関係機関と連携したコーディネート機能の強化を図り、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制（※）の構築を推進します。</p> <p>また、県が中心となり、市町村を含めた関係機関で構成する「支援調整会議（仮称）」を設置し、個別の犯罪被害者等のニーズに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。</p>	復興防災部 警察本部

6 再	被害者等支援 連絡会及び被 害者支援地域 ネットワーク における連携 の推進	県警察・警察署レベルで設置している県、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークについて、市町村の参加を促す等、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。	復興防災部 警察本部
--------	---	---	---------------

【市町村に期待される取組】

- 研修会への協力・参加
 - ・ 県や民間支援団体が行う研修会等への協力、参加
- 庁内の支援施策をまとめたメニューリストの作成
 - ・ 各市町村内で実施可能な支援施策等を一覧にしたメニューリストの作成
- 庁内関係部間の連携（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる庁内関係部署間の連携を強化し、総合的対応窓口において各種手続きが可能な機関内ワンストップ体制構築の取組

【民間支援団体に期待される取組】

- 研修会等の開催
 - ・ 犯罪被害者等支援に関する研修のほか、支援従事者による二次被害の防止、支援従事者の二次受傷の防止等に資する研修会等の開催

4 民間支援団体の活動支援

【現状と課題】

- 犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細やかな支援を中長期にわたって行うなど、行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。
- しかし、民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、運営は、行政等からの委託費のほか、賛助会費や寄付金で賄われており、体制の強化や人材の確保・育成を促進する必要があります。

【取組の方向性】

犯罪被害者等支援において重要な役割を果たす民間支援団体が、より適切かつ効果的に支援活動を行うことができるよう、民間支援団体の活動に関する広報の充実、人材の確保・育成に必要な情報の提供や助言等の施策を推進します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	いわて被害者支援センターに対する支援	ア 犯罪被害者等早期援助団体である（公社）いわて被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するとともに、運営体制の強化を支援します。	警察本部 復興防災部

		<p>【警察本部】</p> <p>イ 本県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「はまなすサポートセンター」において行う電話・面接・メール相談、付添支援等の運営体制の強化を支援します。【復興防災部】</p>	
2	民間支援団体への支援の充実	<p>ア 民間支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。</p> <p>イ 民間支援団体の支援活動に関する広報、支援団体において犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。</p> <p>【復興防災部、警察本部】</p>	復興防災部 教育委員会 警察本部
3	民間支援団体が行う活動への支援及び広報	民間支援団体が企画するシンポジウムや講演会に共催・後援をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページやSNSなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、活動を支援します。	復興防災部 警察本部
4	特定非営利活動促進法の適切な運用と犯罪被害者等への情報提供	犯罪被害者等の援助を行う団体を含む民間非営利団体からの法人格取得申請等に対して、同法の適切な運用を行います。また、県内のNPO法人一覧を県ホームページに掲載し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援を行う団体等の情報を提供します。	環境生活部
5	犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	犯罪被害者等早期援助団体に対して適切な支援活動が行われるよう、必要に応じ、改善命令をはじめとする指導を行います。	公安委員会

【市町村に期待される取組】

- 民間支援団体に対する支援
 - ・ 民間支援団体が行うイベント等の開催への協力
 - ・ 人材の確保や運営の支援

【民間支援団体に期待される取組】

- 人材の確保
 - ・ 全国犯罪被害者等支援ネットワークを活用した人材の確保への取組
- 研修会等の開催（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に関する研修のほか、支援従事者による二次被害の防止、支援従事者の二次受傷の防止等に資する研修会等の開催

5 人材の育成

【現状と課題】

- 犯罪被害者等支援の充実を図るためには、犯罪被害者等支援に従事する方々（以下「支援従事者」という。）が、犯罪被害者等に寄り添いながら抱えている様々な問題を把握し、それぞれが所管する分野においてその解決に向けた適切な支援を行うほか、必要とする支援を行う関係機関につないでいくことが求められます。
- また、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査等の過程で、関係者から配慮に欠けた対応をされることによって二次被害を受けることがあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応を行うことが求められます。
- そのため、県や市町村、関係機関・団体等において支援にかかわる全ての人々が、広く犯罪被害者等支援に必要な知識を身につけ、犯罪被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、犯罪被害者等支援に携わる人材を育成する必要があります。

【取組の方向性】

- 全ての支援従事者が、個々の犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、犯罪被害者等が抱えている様々な問題に対応できるよう、また犯罪被害者等に対して二次被害を与えることがないように、県、市町村、関係機関等の職員を対象に、オンラインの活用も含めた効果的な研修を実施し、技術や知識の習得及び専門性の向上を図ります。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
(人材育成全般)			
1	職員等に対する研修の充実等	<p>ア 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員に対する研修を実施します。</p> <p>また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。</p> <p>【復興防災部】</p> <p>イ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関係職員による適切な対応の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】</p> <p>ウ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や婦人保護事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。</p> <p>【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>エ 相談員等が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。</p>	保健福祉部 復興防災部 警察本部

		<p>また、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】</p> <p>オ 民生委員・児童委員が犯罪被害者等に適切に対応できるように、犯罪被害者等に関する理解や守秘義務の遵守等についての研修を実施し、その資質の向上に努めます。【保健福祉部】</p> <p>カ 虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を目的とした研修の充実を図ります。【保健福祉部】</p> <p>キ 採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次被害の防止に努めます。【警察本部】</p> <p>ク 配偶者等からの暴力事案等に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行います。【警察本部】</p> <p>ケ 被害に遭った児童生徒の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員、支援担当者等に対し、講習・研修等により、支援の知識及び心情に配慮した聴取技能の向上を図ります。【警察本部】</p>	
2	PTSD及び思春期精神保健対策に係る専門職の養成	<p>国が行う「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」や「思春期精神保健対策専門研修会」等に、保健所、精神保健福祉センターの専門職員を派遣するほか、児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施等により、担当者の資質の向上に努めます。</p>	保健福祉部
3	「指定被害者支援要員制度」の活用	<p>「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。</p>	警察本部

4	交通事故相談活動の推進	国の実施する交通事故相談員の研修会に職員を派遣し、相談員の資質の向上に努めます。	環境生活部
5再	民間支援団体への支援の充実	ア 民間支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。 【復興防災部、教育委員会、警察本部】 イ 民間支援団体の支援活動に関する広報、支援団体において犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。【復興防災部、警察本部】	復興防災部 教育委員会 警察本部
6再	犯罪被害者等支援施策市町村担当者研修会の開催	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、担当者の資質向上を図ります。 また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。	復興防災部 警察本部
(女性・配偶者・高齢者に対する支援に関するもの)			
7	地域包括支援センター等による支援	ア 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上に努めます。 イ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市村相互の連絡調整を行います。 また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として、「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。	保健福祉部
8再	犯罪被害者等支援機関の連携及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進	被害者の相談や保護に当たり、市町村、警察署、児童相談所、被害者支援センター等が連携・協力して対応するため、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。 また、児童生徒等からの相談に適切に対応できるよう、校内外における相談体制の充実に努めるとともに、犯罪被害の防止と犯罪被害者が置かれている状況等の周知理解のため、学校保健・学校安全等の研修会を通して教職員の資質向上を図ります。	復興防災部 保健福祉部 教育委員会 警察本部

(児童生徒に対する支援に関するもの)			
9	学校における相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報・啓発	<p>ア 被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。</p> <p>イ 24時間対応する「24時間子供SOSダイヤル」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。</p> <p>ウ 学習指導要領に基づく情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。</p> <p>また、情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布するなど、児童生徒の啓発に取り組みます。</p> <p>エ 人権教育に係る研修会の実施などにより、教職員の資質向上を図り、児童生徒の人権意識教育の充実に努めます。</p>	教育委員会
10	被害にあった児童生徒に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	<p>ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、公立学校にスクールカウンセラーを配置するほか、各学校で教職員対象の校内研修会を開催するなど、心の問題の解決に向けたカウンセリング体制の充実に努めます。</p> <p>イ 各学校でスクールカウンセラーを活用した「心のサポート」に係る校内研修会を開催するなど、学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。</p>	教育委員会
11 再	学校内における連携及び相談体制の充実	<p>ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。</p> <p>また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。</p> <p>イ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。</p>	教育委員会
12 再	教育委員会と関係機関・団体等の連携・協力の充実・強化及び学校におけ	<p>学校、警察署、児童相談所等によるサポートチームを結成するなど、地域における支援システムづくりを促進します。また、学校警察連絡協議会により、学校と警察との連携を図るほか、市町村及び県立学校における生徒指導担当者会議での研究協議などを通じて、児童生徒間のト</p>	保健福祉部 教育委員会 警察本部

る相談窓口機能の充実	ラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図ります。【保健福祉部、教育委員会、警察本部】	
------------	---	--

【市町村に期待される取組】

- 研修会への協力・参加（再掲）
 - ・ 県や民間支援団体が行う研修会等への協力、参加
- 潜在化しやすい犯罪被害者等への対応
 - ・ 性犯罪、性暴力のほか、DV、児童虐待、高齢者・障がい者虐待等の潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に対する適切な対応

【民間支援団体に期待される取組】

- 人材の確保（再掲）
 - ・ 全国犯罪被害者等支援ネットワークを活用した人材の確保への取組
- 研修会等の開催（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に関する研修のほか、支援従事者による二次被害の防止、支援従事者の二次受傷の防止等に資する研修会等の開催

6 支援従事者の二次受傷防止

【現状と課題】

- 支援従事者が犯罪被害者等への支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態になることで、自らの心身が不調となり支援の継続が困難になる場合（二次受傷または代理受傷）もあることから、支援従事者が二次受傷しないための防止対策をとる必要があります。

【取組の方向性】

各種研修やカウンセリングを受けることができる体制の構築を図り、二次受傷の防止に取り組めます。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	支援従事者の二次受傷防止のための研修会の実施	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（二次受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした二次受傷防止のための研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図ります。	復興防災部
2	犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮	被害者支援要員等に対し、ストレスに関する研修を行うとともに、精神科医、臨床心理士、公認心理師等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講じます。	復興防災部 警察本部

【市町村・民間支援団体に期待される取組】

- 職員への配慮
 - ・ 職員が受ける精神的負担を考慮した勤務体制、定期的なカウンセリング等のメンタルヘルスケアの充実
- 研修会等への協力・参加
 - ・ 県や民間支援団体が行う二次受傷防止に関する研修会等への協力・参加

7 個人情報の管理の徹底に向けた取組

【現状と課題】

- 犯罪被害者等本人に関する情報や被害内容などの情報は、本人の同意を得た上で、関係機関と情報共有し、その情報に基づき適切に対応することが、犯罪被害者等の精神的負担の軽減、二次被害の防止につながります。
- 一方、個人情報の不適切な取扱いは、犯罪被害者等のプライバシーの侵害や精神的な負担の増加だけではなく、再被害の危険性を高めることにつながることから、情報の管理の徹底が求められます。
- 関係機関と連携・協力して犯罪被害者等支援を進めていくためには、それぞれの関係機関が、これらの個人情報等の適切な管理を徹底したうえで支援を行う必要があります。

【取組の方向性】

- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）において、犯罪により被害を被った事実は、要配慮個人情報と規定されていることから、情報の取扱いについては、十分な配慮を行います。
- 犯罪被害者等が安心して相談できる環境を整備するため、市町村、警察本部、民間支援団体と連携し、個人情報の管理を徹底します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	犯罪被害者等に関する情報の保護	<p>ア 県、市町村、民間支援団体等の各機関において、犯罪被害者等に係る個人情報管理規定の整備を促進させ、個人情報の適正な管理に努めます。また、関係機関・団体の支援従事者についても適切な管理及び取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。</p> <p>【復興防災部】</p> <p>イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具</p>	復興防災部 警察本部

		体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。 【警察本部】	
2	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付け医政医政発0414第6号）等に基づき、立入検査等を通じ、医療・介護関係事業者等に対し適切に対応します。	保健福祉部

施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止

1 心身に受けた影響からの回復

【現状と課題】

- 犯罪被害者等が受ける精神的被害は、PTSDの発症等その後の生活に多大な影響を与えます。特に性犯罪被害者は、人としての尊厳を傷つけられ、心身に深刻な影響を受け、長年にわたって日常生活に支障を及ぼすことも少なくないことから、それぞれの心身の状況を適切に把握し、その段階に応じた適切な支援を行う必要があります。
また、犯罪被害者等の精神科受診に際し、必要な時に必要な支援を受けられるようにすることが求められます。
- 精神的・身体的被害により、家事や育児、介護等がこれまで通り行えなくなる場合や自宅での犯罪被害や再被害のおそれがある場合には転居等が必要となるなど、日常生活における支援が必要とされる場合があります。
- 子どもが犯罪被害者となった場合は、日常生活の多くを過ごす学校での対応が重要であり、学校と警察、民間支援団体等の学校外の機関が連携して、本人はもとより保護者やその兄弟姉妹への配慮が求められます。

【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が、犯罪等による精神的被害から早期に回復・軽減することができるよう、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供を行うとともに、カウンセリング等の精神的ケアを行うため、精神科医療機関との連携強化を図ります。
- 学校における相談体制の充実のほか、警察、民間支援団体等の学校外の機関と連携し、必要な支援に取り組みます。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
(全般的事項)			
1	精神保健福祉センター及び保健所の相談対応における情報提供	精神保健福祉センター及び保健所が実施する相談対応において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供等を適切に行います。 また、岩手県精神科救急情報センターが開設する精神科救急電話において、精神科救急医療を必要とされる方に対する相談対応や必要に応じて医療機関の紹介を行います。	保健福祉部
2	医療現場における自立支援医療制度の周知	PTSD等の治療に係る自立支援医療制度(精神病院医療制度)について、精神科病院及び診療所に対し改めて周知するほか、県ホームページにおいて引き続き周知します。	保健福祉部

3	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	市町村、各地域の医師会、医療機関及び消防機関との連携により、初期、二次、三次救急医療体制の整備充実を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実強化に努めます。	復興防災部 保健福祉部
4	精神科の協力医療機関の確保	いわて被害者支援センター、はまなすサポートセンターや警察本部から紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。	復興防災部 警察本部
5	福祉・生活支援等に関する情報提供	犯罪被害者等の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度や生活福祉貸付金制度など、生活支援に関する制度について情報提供を行うとともに、市町村、関係機関等と連携した支援に取り組みます。	保健福祉部
6	警察における公費負担制度の充実	ア 被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの活用やカウンセリング費用の公費負担制度の運用を効果的に行います。 イ 犯罪被害者の遺体検案書料及び司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担により、経済的負担の軽減を図ります。 ウ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。 エ 犯罪被害者等の「診察料及び診断書料」「性犯罪被害者初診経費」について、公費負担を行います。 オ 犯罪被害者等が、再び犯罪被害を受ける恐れがある場合や従前の住居に居住することが困難な場合は、一時的に安全な場所を確保するための経費について、公費負担を行います。	警察本部
7 再	相談窓口紹介サイトに関する情報提供	自殺対策特設サイト「ここに寄り添いいのちを守るいわて」において、心の悩み、健康・病気の悩み、犯罪・安全の悩み等に係る電話相談、SNS相談の窓口に関する情報提供を行います。	保健福祉部
(性犯罪・性暴力被害者の支援に関するもの)			
8	性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供	緊急避妊を必要とする性犯罪・性暴力被害者がその方法等に関する情報を得られるよう、ホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行います。	復興防災部 保健福祉部

9	はまなすサポートにおける性犯罪・性暴力被害に対する支援	性犯罪・性暴力に遭われた方の精神的・身体的・経済的負担を軽減し、その回復を図るため、産婦人科及び精神科の受診、保険薬局の利用等を公費で負担を行います。	復興防災部
10 再	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	復興防災部 保健福祉部 医療局 警察本部
11 再	産婦人科医等との連携強化	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関との連携強化を図り、被害者が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進します。 また、精神科、泌尿器科や小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。	復興防災部 警察本部
(児童生徒支援に関するもの)			
12	犯罪被害者等の児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	市町村が設置する教育支援センターとの連携を通して、不登校となった犯罪被害者等の児童生徒を支援します。	教育委員会
13	被害に遭った児童生徒等のための関係機関・連絡体制の充実	福祉総合相談センター及び児童相談所において、被害にあった児童生徒等からの相談に対応するほか、虐待を受けた児童生徒等に対する自立支援など、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、児童心理司、精神保健福祉相談員、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアに努めます。【保健福祉部】	保健福祉部
14	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	福祉総合相談センター及び児童相談所において、休日・夜間における児童虐待通告等の対応を行うほか、治療や医学的判断が必要な児童虐待事案に対応するため、医療機関との連携を図ります。	保健福祉部
15	被害に遭った児童生徒等の精神的被害からの回復に向けた継続的支援の推進	被害に遭った児童生徒等が精神的被害から回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、いわて被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介等の支援を継続的に推進します。	警察本部

16	里親制度の充実	福祉総合相談センター、児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設と連携し、里親からの養育相談に対応するなど、里親制度の推進と里親への支援を行います。	保健福祉部
17 再	犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実	スクールカウンセラー等配置事業などを通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒の悩みや不安を受け止めることにより、いじめや不登校の状況に応じたケア、必要に応じた速やかな学校、福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。 また、24時間子供SOSダイヤルやふれあい電話、はまなすサポートセンター等、学校以外の相談窓口について、市町村教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図ります。	教育委員会
18 再	学校内における連携及び相談体制の充実	ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。 また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。 イ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	教育委員会
19 再	学校外の機関・団体との連携	児童生徒や保護者からの相談・支援に適切に対応することが出来るよう、学校と警察、市町村、民間支援団体等が連携して情報共有する体制の構築に努めます。	復興防災部 警察本部 教育委員会
(高齢者・障がい者の支援に関するもの)			
20 再	地域包括支援センター等による支援	ア 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上に努めます。 イ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市村相互の連絡調整を行います。 また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として、「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。	保健福祉部

【市町村に期待される取組】

- 既存の各種制度の情報提供及び対応
 - ・ 県や警察本部が行う、カウンセリング、医療費公費負担などの支援に関する情報提供
 - ・ 市町村において実施している生活福祉支援や教育支援制度の情報提供及び相談対応

【民間支援団体に期待される取組】

- 情報の提供
 - ・ 国、県、市町村、民間団体等が行っている施策についての把握及び犯罪被害者等に対する確実な情報提供
- 直接支援
 - ・ 被害者等のニーズに沿った直接支援の実施

2 安全の確保

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、加害者に居住先が知られている場合や自宅が被害現場となった場合等、同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安や恐怖を抱くことがあり、再被害を未然に防止する対策が求められます。
- 配偶者等からの暴力事案等、ストーカー事案、児童虐待など、特定の人に対して繰り返して行われる事案の場合、犯罪被害者等の安全に配慮した一時避難場所の確保が重要です。
- また、犯罪被害者等に関する個人情報適切に取り扱われなかった場合、再被害のおそれが高まることにつながります。

【取組の方向性】

- 再被害のおそれがある犯罪被害者等の適切な保護を行います。
- 犯罪被害者等を保護する場合等、安全を確保するため、犯罪被害者等に関する情報の取扱いに十分配慮します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	加害者に関する情報提供の適正な運用	子どもを対象とした暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、出所情報に基づいた適切な対策に努めます。	警察本部
2	再被害防止措置の推進	同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進します。 また、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で事案に応じた柔軟な対応に努めます。	警察本部

3	警察における保護対策の推進	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を「保護対象者」として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じて必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	警察本部
4	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	<p>ア 市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、児童の保護を視野に入れたDV被害者の保護対策に努めます。 【復興防災部、保健福祉部、警察本部】</p> <p>イ 児童虐待の早期発見に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めます。 【保健福祉部、警察本部】</p> <p>ウ 教職員や市町村担当者、PTA等を対象とする各種研修会等の機会を捉えて、児童虐待の現状、発見時の通告義務の説明を行い、早期発見・早期対応のための取組意識の共有を図ります。【保健福祉部、教育委員会】</p> <p>エ 家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に掲載するとともに、「子育て電話相談（すこやかダイヤル）」「子育てメール相談（すこやかメール相談）」を実施し、家庭教育支援の充実に努めます。【教育委員会】</p> <p>オ 児童相談機能と相談対応の充実に図るほか、家庭教育の悩みや不安について、子育て電話相談、ふれあい電話相談などを実施します。【保健福祉部、教育委員会】</p> <p>カ 地域における家庭教育・子育て支援関係者のスキルアップを図る学習機会の提供、ネットワークの構築及び子育てサポーターの活用促進を図ります。【教育委員会】</p> <p>キ 児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図ります。【保健福祉部】</p>	復興防災部 保健福祉部 警察本部 教育委員会
5	児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施	県内で発生した児童虐待死亡事例等の検証を行うとともに、再発防止につなげます。	保健福祉部
6	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じます。	警察本部

7	ストーカー事案などへの適切な対応	DVやストーカー行為等の被害者等に関し、当該被害者等の意思を踏まえ、住民基本台帳の閲覧制限等の申請に必要な援助等を行い、安全の確保に努めます。	保健福祉部 警察本部
8	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実強化	<p>ア DV被害者に精神的ケアなど適切な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間団体等関係機関との連携を図ります。 【復興防災部、保健福祉部、警察本部】</p> <p>イ 学校等関係機関の通報連絡体制や児童虐待防止ネットワークを活用するとともに、必要に応じて児童相談所、保健所及び教育委員会等関係機関により構成される少年サポートチームを編成し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなどして、再被害の防止に努めます。 【保健福祉部、教育委員会、警察本部】</p>	復興防災部 保健福祉部 警察本部 教育委員会
9	被害直後の支援及び中期的な居住場所の確保	<p>ア 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。【保健福祉部】</p> <p>イ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>ウ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>エ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】</p> <p>オ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関と連携しながら情報提供を行います。【復興防災部】</p>	保健福祉部 復興防災部 警察本部

【市町村に期待される取組】

- 情報管理の徹底
 - ・ 保護情報や住民基本台帳の閲覧制限等、犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱い
- 情報の共有と適切な対応
 - ・ 県や県警、教育委員会等の関係機関との情報共有及び再被害の防止のための取組の推進
 - ・ 性犯罪、性暴力のほか、DV、児童虐待、高齢者・障がい者虐待等の潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に対する適切な対応（再掲）

【民間支援団体に期待される取組】

- 適切な相談対応
 - ・ 犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いの徹底
 - ・ 保護を要する犯罪被害者等からの相談があった場合の関係機関への迅速な連絡

3 保護・捜査過程における配慮等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、保護、捜査等の過程で、支援従事者等から配慮に欠けた対応をされること
によって二次被害を受けることがあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の
心情を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応をする必要があります。

【取組の方向性】

- 保護、捜査等の過程において、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏、人権に十分な配慮がなされ、
支援従事者等が二次被害を与えることのないよう、犯罪被害者等の現状に関する理解の促進と
適切な情報提供のための研修等の充実を図ります。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。	復興防災部 警察本部
2	刑事手続等に関する情報提供の充実	ア 「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付するとともに、ホームページに刑事手続及び犯罪被害者等の支援のための各種制度に関する情報を掲載します。 イ 外国人犯罪被害者等に配付している外国語版の「被害者の手引」を活用し、適切な情報提供に努めます。	警察本部
3	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	交通事故事件等については、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実を努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進します。	警察本部
4	捜査に関する適切な情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。 また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図ります。	警察本部

5	性犯罪被害者への配慮	警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する警察官の実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図ります。	警察本部
6	被害に遭った児童生徒からの事情聴取における配慮	被害に遭った児童生徒の事情聴取に先立って、警察、児童相談所等の関係機関が盛岡地方検察庁と協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害に遭った児童生徒へ配慮した取組を進めます。	保健福祉部 警察本部
7	迅速・確実な被害の届出の受理	被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理の経緯を明確にし、所属長まで報告して管理するよう努めます。	警察本部
8	医療機関に対する性犯罪被害者来院の際の警察への届出の促進	医療機関に対して、警察への被害申告前の性犯罪・性暴力被害者が来院した場合、被害者に対し警察への届出を促すよう働きかけを行います。	復興防災部 警察本部
9	検視及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に対する遺族の理解を得るため、パンフレットの配布によりその必要性や各種情報等について定期的な情報提供に努めます。	警察本部
10	犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進	検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部
11再	被害直後の支援及び中期的な居住場所の確保	ア 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。【保健福祉部】 イ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。【復興防災部、保健福祉部】	保健福祉部 復興防災部 警察本部

		<p>ウ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>エ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】</p> <p>オ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関と連携しながら情報提供を行います。【復興防災部】</p>	
12 再	「指定被害者支援要員制度」の活用	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部

【民間支援団体に期待される取組】

- 直接支援（再掲）
 - ・ 被害者等のニーズに沿った直接支援の実施

4 二次被害を受けた方への支援

【現状と課題】

- インターネット等による誹謗中傷に起因する自殺や名誉棄損等の刑罰法令に抵触する事案が全国的に発生しており、国では刑罰法令の厳罰化や情報モラル向上のための啓発活動を行っていますが、被害は後を絶ちません。
- 犯罪被害者等に対する誹謗中傷による二次被害も多数発生しており、被害者の視点に立った支援施策を行なっていく必要があります。

【取組の方向性】

- 誹謗中傷等による二次被害を受けた方が必要とする支援を受けることができるよう、様々な観点から相談することができる体制を整備します。
- 相談を必要とする被害者に周知されるよう、相談窓口の広報を実施します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	相談窓口の周知	犯罪被害に遭ったことにより、インターネット等における誹謗中傷やマスコミ対応等の二次被害を受けた方が抱える様々な問題に対して、必要な支援が受けられるよう、県や市町村に設置している総合的対応窓口、民間支援団体の窓口等の周知に努めます。	復興防災部

2	削除要請への対応	インターネット上での人権侵害行為への対応として、インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等への対応を行います。	復興防災部 警察本部
3	弁護士相談に関する情報提供	日本司法支援センター等が実施している弁護士相談制度等の情報提供を行うとともに、必要に応じ、民間支援団体で実施している弁護士相談への付添支援につなぎます。	復興防災部 警察本部

【市町村・民間支援団体に期待される取組】

- 相談者に対する適切な対応
 - ・ 関係機関が実施する相談窓口の周知、削除要請に関する情報提供

施策の柱Ⅲ 損害回復・経済的支援等

1 損害賠償の請求等に関する周知

【現状と課題】

- 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求は、精神的負担を強いられることになるほか、訴訟費用・労力・時間等の確保が必要となる等、多くの困難に直面します。
- 犯罪被害者等が、加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起し、賠償を命じる判決が確定したにもかかわらず、加害者が刑に服している等の理由で賠償金の支払いが履行されない場合、消滅時効成立前に再提訴する必要がある、費用がかかることとなります。
- 損害賠償の請求が犯罪被害者等の望む形で行われるよう、支援していく必要があります。

【取組の方向性】

犯罪被害者等が行う損害賠償の請求が、適切かつ円滑に進められるよう、関係機関との連携、損害賠償の請求に関する情報の提供を行います。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	日本司法支援センターとの連携と県民への周知	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。	復興防災部 警察本部
2	暴力団犯罪による被害の回復支援	暴力団犯罪の被害者については、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターや岩手県民事介入暴力対策研究会とも連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。	警察本部
3 再	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。	復興防災部 警察本部
4 再	保険金支払の適正化等の周知	ア 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。 また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。 イ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。	環境生活部

【市町村・民間支援団体等に期待される取組】

- 適切な相談対応
 - ・ 損害賠償請求等に関する相談対応及び適切な相談窓口への橋渡し

2 経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、被害に起因する医療費、転居費用、裁判費用のほか、日常生活が困難になることに伴う家事・育児・介護等に係る費用が増加するほか、休職や退職等による収入の減少など、経済的困窮に陥ってしまう場合があります。
- また、民事訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如している場合や賠償責任を果たさない場合等は、十分な賠償を受けられない場合があります。
- 国の犯罪被害給付制度等のほか、県では産婦人科での検査料や処置料、カウンセリング費用等に係る経済的支援を行っていますが、これらの制度に加え、犯罪被害に遭ったことで生じる経済的負担を軽減する施策が求められます。

【取組の方向性】

犯罪被害者等のニーズに沿った各種経済的支援施策について、関係機関との連携により、既存の制度の活用が図られるよう、犯罪被害者等に確実に情報提供を行います。

また、重大な被害を受けた犯罪被害者等に遺族給付金や重傷病給付金、障害給付金が確実に支給されるよう、犯罪被害者等給付金制度の十分な周知を図ります。

さらに、全国どこにいても標準的な経済的支援を受けることができるよう、災害障害見舞金や災害援護資金といった先行制度を参考としつつ、国・都道府県・市町村による融合型の見舞金制度等の確立に向けて、国や全国知事会に提案していきます。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	犯罪被害給付制度等の運用	ア 犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度の周知及び早期支給に努めます。 イ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、同制度の周知に努めます。	警察本部
2	犯罪被害者等の経済的負担の軽減	遺族給付金や重傷病給付金、障害給付金が必要な方に確実に届くよう、犯罪被害給付制度の十分な周知を図ります。 また、全国どこにいても標準的な経済的支援を受けることができるよう、災害障害見舞金や災害援護資金といった先行制度を参考としつつ、国・都道府県・市町村による融合型の見舞金制度等の確立に向けて、国や全国知事会に提案していきます。	復興防災部
3	公益財団法人犯罪被害救援基金との連携と県民への周知	犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし、特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救済基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業について情報提供します。	復興防災部 警察本部

4	性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減	性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費について、被害者の経済的負担の軽減が図られるよう公費負担を行うとともに、性犯罪・性暴力被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度又は県の医療費公費負担の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めます。	復興防災部 警察本部
5	交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等	独立行政法人自動車事故対策機構が行う自動車事故による被害者の援護のための介護料の支給や、医療施設の設置・運営による重度障がい者への援護事業について周知に努めます。	復興防災部 環境生活部
6 再	警察における公費負担制度の充実	ア 被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの活用やカウンセリング費用の公費負担制度の運用を効果的にを行います。 イ 犯罪被害者の遺体検案書料及び司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担により、経済的負担の軽減を図ります。 ウ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。 エ 犯罪被害者等の「診察料及び診断書料」「性犯罪被害者初診経費」について、公費負担を行います。 オ 犯罪被害者等が、再び犯罪被害を受ける恐れがある場合や従前の住居に居住することが困難な場合は、一時的に安全な場所を確保するための経費について、公費負担を行います。	警察本部
7 再	福祉・生活支援等に関する情報提供	犯罪被害者等の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度や生活福祉貸付金制度など、生活支援に関する制度について情報提供を行うとともに、市町村、関係機関等と連携した支援に取り組みます。	保健福祉部
8 再	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	復興防災部 保健福祉部 医療局 警察本部

9 再	被害直後の支援及び中期的な居住場所の確保	<p>ア 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。【保健福祉部】</p> <p>イ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>ウ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>エ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】</p> <p>オ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関と連携しながら情報提供を行います。【復興防災部】</p>	保健福祉部 復興防災部 警察本部
--------	----------------------	--	------------------------

【市町村に期待される取組】

- 既存の各種制度の情報提供及び対応（再掲）
 - ・ 県や警察本部が行う、カウンセリング、医療費公費負担などの支援に関する情報提供
 - ・ 市町村において実施している生活福祉支援や教育支援制度の情報提供及び相談対応
- 新たな支援制度の検討
 - ・ 市町村の実情に応じた、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの創設に向けた取組の検討
- 庁内関係部間の連携（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる庁内関係部署間の連携を強化し、総合的対応窓口において各種手続きが可能な機関内ワンストップ体制構築の取組

【民間支援団体に期待される取組】

- 適切な相談対応
 - ・ 県や市町村が実施している経済的負担の軽減に係る施策についての把握及び犯罪被害者等に対する確実な情報の提供
- 直接支援（再掲）
 - ・ 被害者等のニーズに沿った直接支援の実施

3 居住の安定

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことにより居住が困難となる場合、加害者から再び被害を受けるおそれがある場合、配偶者等からの暴力の場合など、自宅以外に居住場所や一時的な避難場所を確保しなければならない状況に置かれることがあります。
- 一方で、犯罪被害に遭ったことによる経済的困窮や精神的負担などにより、新たな居住場所の確保が困難な状況になる場合もあります。
- このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が居住場所を確保するための様々な支援に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

犯罪被害者等が早期に生活を再建できるよう、生活基盤となる住居を確保するための取組を推進します。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	公営住宅の優先入居等	<p>ア 犯罪被害者等が、県営住宅への入居を希望する場合、優先的に取り扱うとともに、募集案内等により情報提供に努めます。</p> <p>イ 犯罪被害者等の公営住宅の入居に関して、地方公共団体が緊密に連携することについて、会議等の場を活用して周知します。</p> <p>ウ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、岩手県居住支援協議会において、住宅セーフティネット制度を周知するとともに、居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。</p>	県土整備部
2 再	被害直後の支援及び中期的な居住場所の確保	<p>ア 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。【保健福祉部】</p> <p>イ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>ウ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。【復興防災部、保健福祉部】</p>	保健福祉部 復興防災部 警察本部

		<p>エ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】</p> <p>オ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関と連携しながら情報提供を行います。【復興防災部】</p>	
--	--	---	--

【市町村に期待される取組】

- 優先入居等への配慮
 - ・ 公営住宅等への入居を希望する犯罪被害者等に対する、優先的な入居の配慮
- 広報・啓発
 - ・ 公営住宅等の入居に関する情報提供の充実
 - ・ 生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金等の情報提供
- 庁内関係部間の連携（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる庁内関係部署間の連携を強化し、総合的対応窓口において各種手続きが可能な機関内ワンストップ体制構築の取組

【民間支援団体に期待される取組】

- 適切な相談対応
 - ・ 県や市町村が実施している居住の安定に係る施策の把握及び犯罪被害者等に対する確実な情報の提供

4 雇用の安定

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、警察での事情聴取、治療のための入院・通院、裁判への参加、行政機関での手続等、多くの状況に対応しなければならないため、休暇等の取得を余儀なくされる場合があります。
- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、事業者の理解が進まないことや職場における二次被害により離職せざるを得ない状況になり、世帯の収入が途絶え、経済的困窮に陥る可能性もあります。
- このため、犯罪被害者等に対する就労支援の推進や、事業者による犯罪被害者等への十分な理解・配慮の促進が必要です。

【取組の方向性】

雇用の維持と二次被害防止のため、事業者の理解促進が図られるよう周知・啓発を実施するほか、雇用の安定のための情報提供を行います。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	事業主等の理解の増進	事業主等に対し、労働者の均等な取扱や適正な労働条件等について、厚生労働省が作成しているリーフレットなどを活用し、事業主が属する関係団体等を通じた周知啓発に努めます。	商工労働観光部
2	就業相談・支援に関する取組	ア 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。 イ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。	商工観光労働部
3	雇用環境の改善に係るセミナー等の開催	県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等を通じ、犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり等に係る普及啓発を図ります。	商工労働観光部
4	安全安心まちづくり推進協議会による関係機関・団体の連携	防犯の取組を推進する「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、犯罪被害者等が置かれている現状や支援の必要性、事業者等に求められる配慮等についての理解促進を図ります。	復興防災部

【市町村に期待される取組】

- 適切な相談対応
 - ・ 雇用、就業等に関する相談対応及び適切な相談窓口への橋渡し
- 広報・啓発
 - ・ 管内の事業者に対する犯罪被害者等支援の理解促進のための広報・啓発
- 庁内関係部間の連携（再掲）
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる庁内関係部署間の連携を強化し、総合的対応窓口において各種手続きが可能な機関内ワンストップ体制構築の取組

【民間支援団体に期待される取組】

- 適切な相談対応
 - ・ 県や市町村が実施している雇用の安定に係る施策の把握及び犯罪被害者等に対する確実な情報の提供

施策の柱Ⅳ 県民の理解の増進と配慮

1 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

【現状と課題】

- 県等では、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間等における広報・啓発、「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催、中学校、高等学校等における「いのちの尊さ、大切さ教室」など、幅広い層を対象とした広報・啓発に取り組んでいますが、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、県民の理解はまだ十分とは言えない状況にあります。
- 全ての県民が、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、地域社会全体で支えられるよう、広報・啓発、教育等を効果的に行う必要があります。

【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、様々な機会を通じて犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等への支援の取組などに対する県民の理解を深めるため、若年層を含めたあらゆる世代に対する広報・啓発を行い、犯罪被害者等を地域社会全体で支える機運の醸成を図ります。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
(総合的な広報・啓発)			
1	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	<p>ア 民間支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施をすることにより、犯罪被害者等が置かれている状況や県、警察、関係機関及び民間支援団体等が取り組んでいる被害者等支援についての広報・啓発活動を促進します。</p> <p>【復興防災部、警察本部】</p> <p>イ ホームページやSNSでの犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。【復興防災部、警察本部】</p> <p>ウ 各種広報媒体を活用し、児童生徒の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努めます。【警察本部】</p> <p>エ 社会貢献活動に取り組む企業の理解・協力を得て、犯罪被害者等支援活動全般を啓発周知し、さらに犯罪被害への社会的認識を高めることにより、犯罪被害者等の心理的抑圧を軽減し、顕在化・事件化が進捗するとともに、犯罪等の抑止にもつながるよう努めます。【復興防災部】</p>	復興防災部 警察本部

2	人権相談窓口の周知	法務局と連携し、人権相談窓口（人権擁護委員、専用電話）や救済制度等について、イベントや啓発期間において周知するとともに、犯罪被害者等を含む関連施策に係る人権啓発について広報活動を実施します。	保健福祉部
3	高次脳機能障がい者への支援の充実	地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援の取組を推進し、相談・支援体制の構築を進めます。 また、広く県民に対し、正しい理解を深めるための啓発を実施するとともに、保健所や市町村、相談支援事業所をはじめとした保健・福祉・医療関係機関の職員等への啓発と研修による支援技術の向上に努めます。	保健福祉部
4 再	事業主等の理解の増進	事業主等に対し、労働者の均等な取扱いや適正な労働条件等について、厚生労働省が作成しているリーフレットなどを活用し、事業主が属する関係団体等を通じた周知啓発に努めます。	商工労働観光部
5 再	就業相談・支援に関する取組	ア 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。 イ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。	商工観光労働部
6 再	雇用環境の改善に係るセミナー等の開催	県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等を通じ、犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり等に係る普及啓発を図ります。	商工労働観光部
7 再	民間支援団体が行う活動への支援及び広報	民間支援団体が企画するシンポジウムや講演会に共催・後援をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページやSNSなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、活動を支援します。	復興防災部 警察本部
8 再	安全安心まちづくり推進協議会による関係機関・団体の連携	防犯の取組を推進する「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、犯罪被害者等が置かれている現状や支援の必要性、事業者等に求められる配慮等についての理解促進を図ります。	復興防災部
(若者を対象とした啓発)			
9	若年層に対す	若年層が暴力をはじめとする犯罪等の加害者にも被害者にもならないようにするため若年層向けのパンフレットの	復興防災部

	る広報・啓発活動	配布等を通し、若年層に対する予防啓発の取組を推進します。	保健福祉部
10	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	<p>ア 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童生徒及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。</p> <p>イ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携するとともに、誹謗中傷を行わないための広報・啓発活動を強化します。【復興防災部、警察本部】</p>	復興防災部 保健福祉部 警察本部
(児童生徒を対象とした啓発)			
11	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	岩手県人権教育基本方針（平成26年3月）に基づき、学校教育指導指針に人権教育の充実を位置付け、人権教育研究推進事業により、研究指定を行い、その成果を各学校に還元するなど、人権が尊重される学校・学級・授業づくりを支援します。	教育委員会
12	学校における犯罪被害者等に関する学習の充実	警察などの関係機関や地域社会、家庭と連携して、非行防止教室等を開催するなど、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。	教育委員会
13	中学生・高校生等を対象とした講演会の実施	犯罪被害者等が体験を直接講演する「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、県民に犯罪被害の実態や命の大切さへの理解を深めてもらうことにより、地域社会における被害者支援の気運を醸成していきます。	復興防災部 教育委員会 警察本部
14	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	<p>「生徒指導提要（令和4年12月）」や「生徒指導リーフ」シリーズ（平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成）を各学校へ紹介し、生徒指導の一層の充実を図るとともに、家庭や地域社会等と連携して、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。</p> <p>また、全公立学校における「心とからだの健康観察」の取組の一環として、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方受け止め方に関する教育を行います。</p>	教育委員会

15	児童生徒への暴力抑止のための参加型学習への取組	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改定 文部科学省）及び「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月文部科学省）を、市町村教育委員会及び学校に送付するとともに、各種研修会や会議等で紹介することにより、その活用を促し、学校における早期発見と適切な対応に係る理解促進に努めます。	教育委員会
16	家庭教育支援の充実	家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村の家庭教育担当者等を対象とした研修会を開催し、家庭教育支援の充実に努めます。	教育委員会
17	性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進	児童生徒や若者を性犯罪・性暴力の当事者にしないための「生命（命）の安全教育」の教材（令和3年4月文部科学省）を各公立学校に資料送付し、その教材や指導の手引き等を活用して児童生徒に指導するよう促すことで、学校における指導の充実に努めます。	教育委員会
（月間・週間行事を活用した啓発）			
18	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報・啓発事業の実施	「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせて、市町村や犯罪被害者等支援団体と連携し、犯罪被害者等への理解と支援に係る啓発事業を開催するとともに支援に必要な情報提供を行うなど普及啓発を行います。	復興防災部 警察本部
19	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	ア 「児童虐待防止推進月間（11月）」、「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」、「人権週間（12月4日～10日）」等、関連する啓発期間において、犯罪被害者等を支えるための広報・啓発を行います。 【復興防災部、保健福祉部】 イ 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配慮した啓発事業の展開や、交通事故相談機関等における被害者救済対策の周知に努めます。 【復興防災部、環境生活部】	復興防災部 保健福祉部 環境生活部
（交通事故被害に関連する啓発）			
20	交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進	運転免許の取得時等、各種講習会において、交通事故被害者等の体験等を含むビデオ、手記などを活用し、県民理解の増進に努めます。	警察本部

21	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	県民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図ります。	警察本部
----	------------------------------------	---	------

【市町村に期待される取組】

- 広報・啓発
 - ・ 犯罪被害者週間や児童虐待防止推進月間等の関連する啓発期間における広報・啓発
 - ・ 広報誌などの各種広報媒体を活用した情報提供の実施
 - ・ 県や民間支援団体が行うイベント等の啓発事業などへの協力、参加
- 教育委員会との連携
 - ・ 子どもを性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にもしないための教育の充実
 - ・ 犯罪被害者等支援及び犯罪予防に関する理解増進のための講演会等開催に関する協力

【民間支援団体に期待される取組】

- 広報・啓発
 - ・ 犯罪被害者週間や児童虐待防止推進月間等の関連する啓発期間における、県や市町村などと連携した広報・啓発
 - ・ 賛助会員である事業者等を通じた、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解増進につながる広報・啓発

2 二次被害の防止に関する広報・啓発

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後に、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等のほか、事業所、学校、町内会等の様々なコミュニティにおける配慮に欠ける言動によっても、精神的な苦痛、心身の不調等の二次被害を受けることがあります。
- また、支援従事者の相談対応時における配慮のない言動や対応の不作為等により二次被害を生じさせ、犯罪被害者等に精神的な苦痛を与える場合があります。
- 犯罪被害者等の人権が守られ、平穏な生活を送ることができるよう、二次被害の防止について、県民の理解の促進や支援従事者の資質向上の支援に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

犯罪被害者等の二次被害を防止するため、二次被害についての県民の理解を深めるとともに、その防止が図られるよう、広報・啓発活動に取り組んでいきます。

【具体的施策】

NO.	施策名	施策の概要	所管部局
1	二次被害についての広報・啓発	<p>県民のつどい、出前講座や各種研修等の機会を通じて、インターネット上の誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害とその防止の必要性について周知を図るとともに、県ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、県民の理解増進に努めます。</p>	復興防災部
2 再	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	<p>ア 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童生徒及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。</p> <p>イ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携するとともに、誹謗中傷を行わないための広報・啓発活動を強化します。</p> <p>【復興防災部、警察本部】</p>	復興防災部 保健福祉部 警察本部
3 再	学校における相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報・啓発	<p>ア 被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。</p> <p>イ 24時間対応する「24時間子供SOSダイヤル」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。</p> <p>ウ 学習指導要領に基づく情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。</p> <p>また、情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布するなど、児童生徒の啓発に取り組みます。</p> <p>エ 人権教育に係る研修会の実施などにより、教職員の資質向上を図り、児童生徒の人権意識教育の充実に努めます。</p>	教育委員会
4 再	職員等に対する研修の充実等	<p>ア 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員等に対する研修会を実施します。</p> <p>また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及</p>	保健福祉部 復興防災部 警察本部

		<p>び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。</p> <p>【復興防災部】</p> <p>イ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関係職員による適切な対応の充実に努めます。</p> <p>【復興防災部、警察本部】</p> <p>ウ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や婦人保護事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。</p> <p>【復興防災部、保健福祉部】</p> <p>エ 相談員等が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。</p> <p>また、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】</p> <p>オ 民生委員・児童委員 が犯罪被害者等に適切に対応できるように、犯罪被害者等に関する理解や守秘義務の遵守等についての研修を実施し、その資質の向上に努めます。</p> <p>【保健福祉部】</p> <p>カ 虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を目的とした研修の充実に努めます。【保健福祉部】</p> <p>キ 採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実に努め、職員の対応の改善を進めるとともに、二次被害の防止に努めます。</p> <p>【警察本部】</p> <p>ク 配偶者等からの暴力事案等に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行います。</p> <p>【警察本部】</p> <p>ケ 被害に遭った児童生徒の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員、支援担当者等に対し、講習・</p>	
--	--	---	--

		研修等により、支援の知識及び心情に配慮した聴取技能の向上を図ります。【警察本部】	
5 再	犯罪被害者等支援施策市町村担当者研修会の開催	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、担当者の資質向上を図ります。 また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。	復興防災部 警察本部
6 再	「指定被害者支援要員制度」の活用	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部

【市町村に期待される取組】

- 広報・啓発の実施
 - ・ 住民に対する、二次被害に対する理解の促進のための広報・啓発
 - ・ 事業者に対する、犯罪被害対応を対象とした休暇制度の導入や二次被害の防止等に関する理解促進のための広報・啓発
- 学校教育の充実
 - ・ 小、中学校における情報モラル教室等を通じた誹謗中傷等に対する理解の増進
- 適切な相談対応
 - ・ 誹謗中傷等に関する相談を受けた際の、適切な対応機関への橋渡し
- 職員の資質向上
 - ・ 県や民間支援団体等が開催する研修会等への参加

【民間支援団体に期待される取組】

- 広報・啓発の実施
 - ・ 賛助会員である事業者等を通じた、休暇制度の導入や二次被害の防止等に関する広報・啓発
- 適切な相談対応
 - ・ 誹謗中傷等に関する相談を受けた際の、適切な対応機関への橋渡し
- 相談員等の資質向上
 - ・ 支援を通じた二次被害防止のための、相談員等への研修の実施や二次被害の事例についての調査・研究

参考資料

➤ 1 犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(綜合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

➤ 2 犯罪被害者等支援条例

○犯罪被害者等支援条例

令和6年3月27日

条例第12号

犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。第3号において同じ。）により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害を生じさせることがないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、国、県及び市町村が行う公助を基本とし、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と連携を図り、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることがないように十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第6条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき犯罪被害者等支援に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県犯罪被害者等支援審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村に対する支援)

第7条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第8条 県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第11条 犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第12条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、犯罪被害者等支援に従事する者、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第13条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第14条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第15条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、復興防災部において処理する。

(会長への委任)

第17条 第11条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成19年岩手県条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

➤ 3 相談窓口・関係機関等一覧

	部 局	関連相談窓口	関係機関等
犯罪被害等全般	復興防災部、保健福祉部、警察本部	法テラスコールセンター犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714)	法テラス岩手、(公社)いわて被害者支援センター等
交通事故・損害賠償請求関係	復興防災部、環境生活部、警察本部	県民生活センター交通事故相談(019-624-2244) (公財)日弁連交通事故相談センター(0570-078325) (社)日本損害保険協会盛岡自動車保険請求相談センター(019-651-4495)	岩手県立県民生活センター、 (独)自動車事故対策機構、 (公財)交通遺児等育成基金、(公財)交通遺児育英会等
子ども・女性・若者関係	復興防災部、環境生活部、保健福祉部、警察本部	はまなすサポートライン(019-601-3026) 配偶者暴力相談支援センター(019-629-9610) 子ども家庭テレフォン(019-652-4152) 思春期保健相談ホットライン(0197-51-7173) 青少年なやみ相談室(019-606-1722) ヤングテレホン(0800-000-7867・2400) 性犯罪被害相談(019-621-3750) 子どもの人権110番(0120-007-110)	児童相談所、福祉総合相談センター、岩手県男女共同参画センター、もりおか女性センター、(公社)いわて被害者支援センター、青少年活動交流センター等
悪質商法・不当請求等関係	環境生活部、警察本部	県民生活センター消費生活相談(019-624-2209)	岩手県立県民生活センター
学校教育関係	教育委員会	24時間子供SOSダイヤルいじめ相談電話(0120-078-310)、ふれあい電話(0191-26-1419)	
家庭教育関係	教育委員会	すこやかダイヤル電話相談(0198-27-2134)	生涯学習推進センター
司法手続き関係	警察本部	警察安全相談(#9110) 犯罪被害者支援ホットライン(019-622-6236) 犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714) 無料法律相談(0570-078374)	法テラス岩手、岩手弁護士会、盛岡地方検察庁等
暴力団被害関係	警察本部	暴力団相談専用電話(019-624-8930)	(公財)岩手県暴力団追放推進センター
障がい関係	保健福祉部	岩手県障がい者110番相談室(019-639-6533)	岩手県障がい者社会参加推進センター
高齢者関係	保健福祉部	シルバー110番(019-625-0110)	岩手県高齢者総合支援センター
こころの相談関係	保健福祉部	こころの相談電話(019-622-6955) 盛岡いのちの電話(019-654-7575)	精神保健福祉センター、 (社福)盛岡いのちの電話等

県の窓口	部 局	相談窓口	電話番号
	岩手県復興防災部消防安全課県民安全担当	関係機関への連絡窓口	019-629-6871
	岩手県警察本部警務部県民課被害者支援室	具体的支援についての窓口	019-653-0110

➤ 4 各市町村の総合的対応窓口一覧

市町村名	担当窓口（総合的対応窓口）	電話番号	相談対応 上段：曜日 下段：時間	メールアドレス	FAX
盛岡市	市民部くらしの安全課	019-603-8008	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	kurasi@city.morioka.iwate.jp	019-622-6211
宮古市	市民生活部生活課	0193-68-9081	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	sekatsu@city.miyako.iwate.jp	0193-63-9110
大船渡市	市民生活部市民環境課	0192-27-3111	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	ofu_simin@city.ofunato.iwate.jp	0192-21-3118
花巻市	市民生活部 市民生活総合相談センター	0198-24-2111	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00	soudan@city.hanamaki.iwate.jp	0198-41-1299
北上市	まちづくり部地域づくり課	0197-72-8301	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	chiiki@city.kitakami.iwate.jp	0197-63-3121
久慈市	生活福祉部生活環境課	0194-54-8003	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	seikatu@city.kuji.iwate.jp	0194-52-3653
遠野市	市民センター市民協働課	0198-62-4411	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	simin-kyodo@city.tono.iwate.jp	0198-62-0210
一関市	市民環境部生活環境課	0191-21-8344	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	seikan@city.ichinoseki.iwate.jp	0191-21-2101
陸前高田市	市民協働部まちづくり推進課	0192-54-2111	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	machi@city.rikuzentakata.iwate.jp	0192-54-3888
釜石市	市民生活部生活環境課	0193-27-8451	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	seikatsu@city.kamaishi.iwate.jp	0193-22-2199
二戸市	総務部防災安全課	0195-23-3117	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	k-nagahata@city.ninohe.lg.jp	0195-25-5160
八幡平市	防災安全課	0195-74-2111	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:15～17:00	bouan@city.hachimantai.lg.jp	0195-74-2102
奥州市	市民環境部生活環境課	0197-34-2342	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	seikatsu@city.oshuiwate.jp	0197-51-2374
滝沢市	市民環境部防災防犯課	019-656-6508	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	bouhan-k@city.takizawa.iwate.jp	019-684-2120
雫石町	防災課消防交通係	019-692-6410	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	bousai@town.shizukuishi.iwate.jp	019-692-1311
葛巻町	総務課	0195-65-8982	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	kuzumaki0101@town.kuzumaki.lg.jp	0195-65-8995
岩手町	総務課	0195-62-2111	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	soumu-1@town.iwate.iwate.jp	0195-62-3104
柴波町	企画総務部消防防災課	019-672-2111	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	e-bousai@town.shiwa.iwate.jp	019-672-2311
矢巾町	福祉課 生活相談係	019-611-2571	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	yahaba2570@town.yahaba.lg.jp	019-611-2579
西和賀町	町民課	0197-85-2111	月～金（祝日を除く） 9:00～17:15	tyoumin@town.sihiwaga.lg.jp	0197-85-2119
金ヶ崎町	生活環境課	0197-42-2112	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	kankyou119@town.kanegasaki.iwate.jp	0197-42-3122
平泉町	町民福祉課	0191-46-5562	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	chomin@town.hiraizumi.iwate.jp	0191-46-3080
住田町	住民税務課	0192-46-2113	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00	jyumin@town.sumita.iwate.jp	0192-46-2489
大槌町	町民課	0193-42-8713	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15（12:00～13:00除く）	kankyo@town.otsuchi.lg.jp	0193-42-3855
山田町	町民課	0193-82-3111	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	SC20-2102@town.iwate-yamada.lg.jp SC20-2103@town.iwate-yamada.lg.jp	0193-82-2558
岩泉町	危機管理課防災対策室	0194-22-2111	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	kikikanri@town.iwaizumi.lg.jp	0194-22-3562
田野畑村	総務課	0194-34-2111	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	somu.al@vill.tanohata.iwate.jp	0194-34-2632
普代村	総務課	0194-35-2111	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	f-soumu@vill.fudai.iwate.jp	0194-35-3017
軽米町	健康福祉課福祉担当	0195-46-4736	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	kenkoufukushi@town.karumai.iwate.jp	0195-48-1061
野田村	住民生活課	0194-78-2928	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	jumin_jumin@vill.noda.iwate.jp	0194-78-3995
九戸村	総務課	0195-42-2111	月～金（祝日を除く） 8:30～17:15	kunohe@vill.kunohe.iwate.jp	0195-42-3120
洋野町	町民生活課	0194-65-5914	月～金 8:30～17:15	yachi438@town.iwate-hirono.lg.jp	0194-65-5105
一戸町	福祉部福祉課	0195-32-3700	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	fukushi@town.ichinohe.iwate.jp	0195-32-3701